

放生津小学校跡地施設利活用事業に関する基本協定書（案）

射水市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、放生津小学校跡地施設利活用事業事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が放生津小学校跡地施設利活用事業（以下、「本事業」という。）に関する公募型プロポーザルにより優先交渉権者として選定した乙との間で、双方の役割分担及び本事業の事業化に向けた基本的事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結日から甲と優先交渉権者が締結する、●●（以下「契約等」という。）の締結日までとする。

（市の役割）

第3条 甲は、以下の事項を行う。

- (1) 本事業の事業化に向けた検討及び協議のための事務局兼連絡窓口の設置
- (2) 本事業に係る庁内調整及び関係機関との協議

（優先交渉権者の役割）

第4条 乙は、本市の事業パートナーとして以下の事項を行う。

- (1) 本事業の事業化に向けた検討及び協議のための連絡調整の窓口の設置
- (2) 別に契約する跡地施設の運営等に係る調査業務の実施
- (3) 本事業実施にあたり甲が行う各種交付金・補助金等の申請への支援（グループでの提案の場合）
- (4) 優先交渉権者の代表企業は、グループの構成企業との情報共有を行う。
- (5) グループの構成企業に追加・変更等が生じた場合は速やかに甲に連絡する。

（費用負担）

第5条 本事業の事業化に向けた協議にかかる費用のうち、甲に生じた費用は甲が、乙に生じた費用は乙がそれぞれ負担する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本事業の契約締結のために知り得た情報は、相手方に事前の承諾を得ることなく第三者（乙の親会社とその子会社及び関連会社を除く）に開示しないこと及び本協定の履行以外には使用しないこととする。

ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 公知である場合
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく取得した場合
- (4) 裁判所から開示が命じられた場合
- (5) 甲又は乙が、それぞれの顧問弁護士等に守秘義務を課して開示する場合
- (6) その他、甲又は乙が、それぞれ開示することに同意した場合

2 前項の規定による秘密保持は、本協定の期間が終了した後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、その限りではない。

(本協定の解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲の政策変更その他やむを得ない事由により、本事業の事業化を行わないこととしたとき。
- (2) 乙が、募集要項に記載する提案の諸条件を満たさないことが判明したとき。
- (3) その他、乙が、募集要項の記載事項又は本協定の条項に違反するなど、甲が、本協定を継続し難いと合理的な理由に基づき判断したとき。

2 前項の規定により本協定を解除したときは、乙は優先交渉権者としての資格を失うものとする。

(事業化の条件)

第9条 本事業の事業化に係る予算案や契約等案が射水市議会で否決された場合、又は事業に活用する予定であった各種交付金・補助金等の申請等が調わらず、かつ代替財源（資金）の確保の見込みが立たない場合、若しくは社会情

勢の急変等の事由が生じた場合には、双方協議の上事業の継続について決定する。

(契約等締結不調の場合)

第10条 事由のいかんを問わず、甲乙間で契約等の締結に至らなかった場合、甲及び乙が事業化に向けた準備において、既に支出した費用は双方各自の負担とし、甲及び乙は互いに債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(管轄裁判所)

第11条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きについては、富山地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

富山県射水市新開発410番地1
射水市長 夏野元志

乙

代表事業者